

○ 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）

改 正 案	現 行
（定義） 第一条 この命令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「優先出資」、「株式等の引受け等」、「金融組織再編成」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「組織金融機能強化方針」、「特定支援」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、優先出資、株式等の引受け等、金融組織再編成、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等	（定義） 第一条 この命令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「優先出資」、「株式等の引受け等」、「金融組織再編成」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成金融機関等」、「組織金融機能強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」、「特定支援」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第六項、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二、第三十四条の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、優先出資、株式等の引受け等、金融組織再編成、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、対象組織再編成金融機関等

、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特定支援又は協定をいう。

2
(略)

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第二十四条 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類(同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)

四 (略)

五 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合(新たに設立されるものを含む。)の自己資本の充実のための申込みを

機関等、承継組織再編成金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等、特定支援又は協定をいう。

2
(略)

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第二十四条 法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類(同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等に関する公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)

四 (略)

五 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書及び部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合(新たに設立されるものを含む。)の自己資本の充実のための申込みを

する場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が同項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六）十（略）

（法第十六条第三項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

第三十一条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が他の

をする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六）十（略）

（法第十六条第三項の規定による基本計画提出金融機関等でない農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

第三十一条 法第十六条第三項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書及び部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が他

農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四（略）

（協同組織金融機能強化方針等の提出）

第五十条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する農林中央金庫は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書

の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために同条第一項の申込みをする場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号及び令第十三条第二号に掲げる事項（当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあつては、法第十六条第一項第五号イ並びに令第十三条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三・四（略）

（協同組織金融機能強化方針等の提出）

第五十条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する農林中央金庫は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、剰余金処分計算書等、最

等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることのできる書類

三十八 (略)

(法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用
供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第五十一条 法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定
めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 (略)

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策とし
て次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画
(次に掲げる事項を記載した計画をいう。)を適切かつ円滑に
実施するための方策

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等(法第
三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等
をいう。以下この章において同じ。)の中小規模事業者等向
け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が
特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特
別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率
の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) (略)

近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることのできる書類

三十八 (略)

(法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用
供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第五十一条 法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定
めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 (略)

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策とし
て次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画
(次に掲げる事項を記載した計画をいう。)を適切かつ円滑に
実施するための方策

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等の中小
規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組
織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときに
おける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者
等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準と
するための方策

(2) (略)

三（略）

附則

（施行期日）

第一条 この命令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（震災特例金融機関等による経営強化計画の提出）

第二条 法附則第八条第一項の規定により経営強化計画を提出する震災特例金融機関等（同項に規定する震災特例金融機関等をいい、農水産業協同組合に限る。以下同じ。）は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

一 法附則第八条第一項の申込みの理由書（当該震災特例金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二 提出の日前六月以内（震災特例金融機関等（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

三（略）

附則

この命令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（新設）

四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあっては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第八条第一項第二号及び令附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 法附則第八条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考とな

るべき書類

（法附則第八条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第三条 法附則第八条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災（法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）からの復興に資する方策

四 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

（新設）

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第四条 法附則第八条第三項の規定により法第二章（第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもつてする消却、償還又は返済に対応することができずる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十一条第一項第二号中「法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「法第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う農水産業協同組合による経営強化計画の提出）

第五条 法附則第九条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第八号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

- 一 提出の日前六月以内（農水産業協同組合（農林中央金庫を除く。）が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
- 二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
- 三 第一号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）
- 四 経営強化計画に係る金融組織再編成が農業協同組合法、水産業協同組合法又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面
- 五 当該農水産業協同組合が法附則第九条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が新たに設立される他の農水産業協同組合の自己資本の充実のための申込みをする場合にあつ

ては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該農水産業協同組合が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

七 当該農水産業協同組合が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類

イ 当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である震災特例金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ 当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ニ 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行によ

る当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第六条 法附則第九条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。以下同じ。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする

（新設）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

四 その他主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の規定による経営強化計画の提出）

第七条 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する法第二十条第二項に規定する取得株式等及び同条第一項に規定する取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機

（新設）

関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第八条 法附則第九条第三項の規定により法第三章（第十七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第四十六条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（新設）

（協同組織金融機能強化方針の提出）

第九条 法附則第二十二條第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農林中央金庫は、別紙様式第九号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）

一 法第三十四条の二の申込みの理由書

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状

況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士若しくは監査法人と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、農林中央金庫において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十二條第一項第一号及び令附則第十三條各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の

処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第二十二條第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第十條 法附則第二十二條第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

(新設)

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 農水産業協同組合等(法第三十四條の二第二号から第五号までに掲げる者をいう。以下同じ。)による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 農水産業協同組合等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

四| その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ| 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ| 経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ| 早期の事業再生に資する方策

ニ| 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第十一条 法附則第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一| 農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ| 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした農水産業協同組合等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ| 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若

（新設）

しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。

二 農水産業協同組合等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

（法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項）

第十二条 令附則第十三条第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合において、法第三十四条の二の申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。次号において同じ。）のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項

二 特別関係協同組織金融機関等（法附則第二十二條第二項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。）に対し、次に掲げる措置その他の特定支援に係る資金（以下この号において「対象資金」という。）が信用事業のみに充てられることを確保するため

（新設）

必要な措置を講ずるための体制に関する事項 イ 対象資金の使途に関する必要な報告又は資料の提出を求める措置 ロ 対象資金の使途についての監査が確実に行われることを確保する措置 ハ 対象資金の使途を改善させる措置	
--	--